別紙様式第10号(附則第29条関係)

(日本産業規格A4)

資 本 整 理 等 実 施 要 綱

年　　月　　日提出

(提出者)　特別対象協同組織金融機関等の
主たる事務所の所在地
名称
代表者　　役職・氏名
協同組織中央金融機関の
主たる事務所の所在地
名称
代表者　　役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第17条第1項の規定に基づき、資本整理等実施要綱を次のとおり提出します。

記

第1　事業再構築の内容

第2　資本整理の内容

第3　資本整理を行うために預金保険機構からの金銭の贈与又は損失の補填の措置を必要とする場合にあっては、当該措置の内容

第4　事業再構築後の経営体制の整備に関する事項(事業再構築が合併又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡(以下「合併等」という。)以外の場合に限る。)

第5　事業の継続及び再建を内容とする計画に関する事項(合併等以外の場合に限る。)

(記載上の注意)

1. 一般的事項

以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。

2. 提出者

(1)　提出者の欄においては、資本整理等実施要綱を提出する特別対象協同組織金融機関等及び協同組織中央金融機関の代表者の役職及び氏名を記載すること。

(2)　氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

3. 事業再構築の内容

事業再構築(資本整理を含む。)の内容及び実施時期並びにその実現までの計画について、以下の事項を含め具体的に記載すること。

(1)　事業再構築の内容が合併等である場合には、合併等に関する契約の内容など、その実現性の確保に関する事項

(2)　事業再構築の内容が合併等以外である場合には、会員若しくは組合員からの出資その他の協同組織中央金融機関以外の者からの支援の受入れの内容及びその実施時期など、その実現性の確保に関する事項

(3)　事業再構築後の当該特別対象協同組織金融機関等又は特別対象協同組織金融

機関等の事業を引き継ぐ金融機関等における業務の方針(当該特別対象協同組織金融機関等が主として業務を行っている地域における業務の方針を含む。)。

(4)　経営に関連する各種指標については、(別表1)により過去の実績又は実績見込み及び事業再構築後の当該特別対象協同組織金融機関等又は特別対象協同組織金融機関等の事業を引き継ぐ金融機関等の3年間における見通し

(5)　事業再構築後における剰余金の処分の方針(配当に関する方針(別表2)を含む。)

4. 資本整理の内容

資本整理の内容について、以下の事項を含め具体的に記載すること。

(1)　資本整理の措置が、予定している事業再構築の内容に照らし必要である理由

(2)　資本整理を行うにあたり適切に資産査定がなされる体制の整備に関する事項

5. 資本整理を行うために預金保険機構からの金銭の贈与又は損失の補填の措置を必要とする場合にあっては、当該措置の内容

法附則第18条又は第19条の規定に基づく預金保険機構からの金銭の贈与又は損失の補填(以下「金銭の贈与等」という。)の内容について、以下の事項を含め具体的に記載すること。

(1)　金銭の贈与等に必要な額の算出根拠に関する事項

(2)　金銭の贈与等の措置が、予定している事業再構築の内容に照らし必要である理由

6. 事業再構築後の経営体制の整備に関する事項

事業再構築が合併等以外である場合には、事業再構築後の特別対象協同組織金融機関等における経営管理に係る体制、業務執行に対する監査又は監督の体制並びに与信リスクの管理(不良債権の適切な管理を含む。)及び市場リスクの管理を含む各種のリスクの管理の状況並びにこれらについての今後の方針をそれぞれ具体的に記載すること。

7. 事業再構築後の事業の継続及び再建を内容とする計画

事業の再構築が合併等以外である場合には、事業再構築後の特別対象協同組織金融機関における業務の方針を踏まえ、(別表1)に記載した経営に関連する各種指標を実現するための具体的な方策を記載すること。

（別表1）（単体）

		年　月末 実績	年　月末 実績	年　月末 実績／実績 見込み	年　月末 見通し	年　月末 見通し	年　月末 見通し
資産・負債・資本勘定（平均残高）	資産の部合計						
	うち貸出金						
	負債の部合計						
	うち預金積金・譲渡性預金						
	純資産の部合計						
	うち出資金						
	うち資本剰余金						
	うち資本準備金						
	うち利益剰余金						
	うち利益準備金						
	うち土地再評価差額金						
	うちその他有価証券評価差額金						
	うち自己優先出資、処分未済持分						
	業務純益						
	業務収益						
	資金運用収益				―	―	―
	うち貸出金利息				―	―	―

損益	役務取引等収益				—	—	—
	特定取引収益				—	—	—
	その他業務収益				—	—	—
	うち国債等債券関係（＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益）				—	—	—
	業務費用						
	資金調達費用				—	—	—
	うち預金・譲渡性預金利息				—	—	—
	役務取引等費用				—	—	—
	特定取引費用				—	—	—
	その他業務費用				—	—	—
	うち国債等債券関係（＝国債等債券売却損＋国債等債券償還損＋国債等債券償却）				—	—	—
	一般貸倒引当金繰入額						
	経費						
	うち人件費				—	—	—
	うち物件費				—	—	—
	うち機械化関連費用				—	—	—
	金銭の信託運用見合費用				—	—	—

業務粗利益 （＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額＋経費）						
国債等債券関係損益				—	—	—
コア業務純益 （＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額－国債等債券関係損益）						
臨時損益						
うち不良債権処理損失額						
個別貸倒引当金繰入額				—	—	—
貸出金償却				—	—	—
その他の処理額				—	—	—
うち株式等関係損益						
経常利益						
特別損益						
税引前当期純利益				—	—	—
法人税、住民税及び事業税				—	—	—
法人税等調整額				—	—	—
当期純利益						
資金運用利回				—	—	—
貸出金利回				—	—	—

経営指標（%）	資金調達原価率				—	—	—
	預金等利回 （＝(預金利息＋譲渡性預金利息)／預金積金・譲渡性預金平均残高合計)				—	—	—
	資金調達経費率 （＝経費／預金積金・譲渡性預金・債券平均残高合計)				—	—	—
	預貸率				—	—	—
	総資金利鞘 （＝資金運用利回－資金調達原価率)				—	—	—
	預貸金利鞘 （＝貸出金利回－預金等利回－資金調達経費率)				—	—	—
	当期利益ROE （＝当期純利益／純資産)				—	—	—
	当期利益ROA （＝当期純利益／総資産)				—	—	—
	コア業務純益ROE （＝コア業務純益／純資産)				—	—	—
	コア業務純益ROA （＝コア業務純益／総資産)				—	—	—
	業務粗利益経費率 （＝(経費－機械化関連費用)／業務粗利益)				—	—	—
	金融再生法開示債権残高						

不良債権関連指標	破産更生等債権額				―	―	―
	危険債権額				―	―	―
	要管理債権額				―	―	―
	正常債権額						
	総与信 （＝金融再生法開示債権残高＋正常債権額）						
	不良債権比率 （＝金融再生法開示債権残高／総与信）						
	リスク管理債権残高				―	―	―
	破産更生等債権額				―	―	―
	（部分直接償却）				―	―	―
	危険債権額				―	―	―
	三月以上延滞債権額				―	―	―
	貸出条件緩和債権額				―	―	―

（連結）

		年　月末 実績	年　月末 実績	年　月末 実績／実績 見込み	年　月末 見通し	年　月末 見通し	年　月末 見通し
資産・	資産の部合計						
	うち貸出金						
	負債の部合計						
	うち預金積金・譲渡性預金						

負債・資本勘定(平均残高)	純資産の部合計						
	うち出資(資本)金						
	うち資本剰余金						
	うち資本準備金						
	うち利益剰余金						
	うち利益準備金						
	うち土地再評価差額金						
	うちその他有価証券評価差額金						
	うち自己優先出資(株式)、処分未済持分						
	経常利益						
	経常収益						
	資金運用収益				—	—	—
	役務取引等収益				—	—	—
	特定取引収益				—	—	—
	その他業務収益				—	—	—
	その他経常収益				—	—	—
	経常費用						
	資金調達費用				—	—	—
	役務取引等費用				—	—	—
	特定取引費用				—	—	—

損益	その他業務費用					—	—	—
	経費					—	—	—
	その他経常費用							
	うち貸出金償却							
	うち貸倒引当金繰入額							
	うち一般貸倒引当金繰入額							
	うち個別貸倒引当金繰入額							
	特別利益							
	特別損失							
	法人税、住民税及び事業税					—	—	—
	法人税等調整額					—	—	—
	非支配株主に帰属する当期純利益					—	—	—
	親会社株主に帰属する当期純利益							
経営指標（%）	当期利益ROE （＝親会社株主に帰属する当期純利益／純資産）					—	—	—
	当期利益ROA （＝親会社株主に帰属する当期純利益／総資産）					—	—	—

（記載上の注意）

1　上記により記載が必要とされる指標に加えて、参考として関連する指標等を記載することができる。

2　事業再構築後の内容により、適宜必要な修正をして記載すること。

3　事業年度末の計数を記載すること。

4　機械化関連費用については、リース等を含む実質ベースで記載すること。

(別表2)(配当に関する事項)

	年　月末 実績	年　月末 実績	年　月末 実績／実績 見込み	年　月末 見通し	年　月末 見通し	年　月末 見通し
配当可能利益						
配当金総額						
普通出資配当金				—	—	—
優先出資配当金(公的資金分)						
優先出資配当金(民間調達分)				—	—	—
1口当たり配当金(普通出資)				—	—	—
1口当たり配当金(優先出資)				—	—	—
配当率(普通出資)				—	—	—
配当率(優先出資、公的資金分)				—	—	—
配当率(優先出資、民間調達分)				—	—	—
配当性向				—	—	—

(記載上の注意)

1　「公的資金分」とは、法附則第11条第3項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより買取りを行う信託受益権等に係る優先出資に対して行うものをいう。

2　事業再構築後の内容により、適宜必要な修正を行うこと。